

協議会だより

こども家庭庁との懇談 を行いました

二〇二三年六月三日、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、内閣府特命担当大臣（こども政策）少子化対策 若者活躍 男女共同参画）宛ての要望書を、こども家庭庁成育局成育環境課に提出し、懇談を行いました。

懇談には、こども家庭庁から成育局成育環境課長をはじめ、課長補佐二名、健全育成係員が同席され、全国連協からは役員六名、地域学童保育連絡協議会から七名が参加しました。

懇談の柱としては、「こども未来戦略方針」（本誌二〇二三年八月号「協議会だより」参照）に示された常勤職員配置の改善」の内容を明らかにすることを念頭に、要望書から該

当する項目を抜粋しました。内容は下記のとおりです。

◆学童保育の量的拡大、質の向上が図られるよう、国として十分な財政措置をはじめ、対策を進めてください

(3) 運営費に関する財政措置について……①すべての学童保育において、『放課後児童支援員』の資格をもつ学童保育指導員を常勤二名以上・常勤・専任配置ができるよう、人件費にかかる財政措置を大幅に改善するとともに、国の負担割合を増やしてください。特に予算措置が乏しい支援の単位を構成する子どもの数が一九名以下の学童保育においては、有資格者の常勤二名以上の配置ができる予算措置を講じてください。／②人件費にか

かる財政措置については、保育の引き継ぎが可能であり、かつ子どもの受け入れの準備や打ち合わせの時間の確保のための午前中からの勤務が可能となる予算組みにしてください。

◆子どもの命と安全を守る上で欠かせない「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や「放課後児童クラブ運営指針」に基づき「学童保育の『全国的な一定水準の質』を確保してください。

(1) 「第九次地方分権一括法」の附則および附帯決議ならびに全国学童保育連絡協議会が取り組んだ「学童保育の拡充を求める請願書」が衆参ともに採択されたことを受け止め、「全国的な一定水準の質」を確保するための方策を図ってください。

(2) 児童福祉法において、放課後児童健全育成事業は、「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保する

ものでなければならない」（第三四八条の二）と定められています。この水準を確保するために、少なくとも、学童保育指導員の資格及び人員配置を「従うべき基準」に戻し、その他の「参酌基準」も順次「従うべき基準」に位置づけください。

(3) 学童保育の「質の確保」を図る責任が市町村にもあることへの理解と、「放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準」（以下、「設備運営基準」と

「放課後児童クラブ運営指針」（以下、「運営指針」）をもとに学童保育を実施するよう、市町村に働きかけてください。そのために、学童保育指導員の資格及び人員配置をはじめとした条例の内容を変更し、基準を後退させられた市町村については、質の確保および向上の方策についても引き続き調査をし、公表していただきます。

(4) 運営主体の変更など施策の変

更を市町村が行う場合には、「利用者」の保護者や関係者、関係団体等から広く意見を求めるとともに、その内容について、十分説明責任を果たすことが必要である」ことを、市町村に周知した。

学童保育の要件の緩和が「令和五年の地方からの提案」に

二〇二三年六月十五日、「第五回地方分権改革有識者会議」第一四八回提案募集検討専門部会合同会議」が開催され、そこで示された地方からの「関係府省における予算編成過程での検討を求めの提案」につきの内容のものがありません。

＊団体名：大分県中津市

＊提案事項：子ども・子育て支援交付金における放課後児童健全育成事業の交付要件の見直し

＊求める措置の具体的内容：「子ども・子育て支援交付金交付要綱」

「放課後児童健全育成事業実施要綱」において、放課後児童支援員及び補助員の要件を緩和（保育士や幼稚園教諭、小学校教員等の資格保持者に対する研修の免除及び資格等を保有しないが学校等において実務経験を有する短時間勤務教員等の追加）するとともに、長期休暇期間に限定して運営する放課後児童クラブ（年間開所日数二〇〇日未満）も交付金の対象に加えよう。

二〇二三年七月中旬にはこれらの提案について、関係府省からの第一次回答公表、提案募集検討専門部会（関係府省から集中ヒアリング）が行われています。

なお、追加共同提案団体には、つぎの自治体があがっています。北海道札幌市、宮城県仙台市、千葉県千葉市、東京都府中市、神奈川県相模原市・横須賀市、長野県、大阪府、兵庫県、広島県、愛媛県、今治市、熊本県、熊本市、鹿児島県、鹿児島市。

これらの地域では現在、地域学童保育連絡協議会が情報収集を行っています。

今回提案されているのは「認定資格研修の免除」と「基礎資格のさらなる緩和」です。

「放課後児童支援員」の資格を取得するには、基礎資格を有した者が放課後児童支援員認定資格研修（以下「認定資格研修」）を受講し、「修了」する必要があります。

認定資格研修は、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補充し、「基準（※）及び放課後児童クラブ運営指針」に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施されているものです（※：設備運営基準）。

研修対象者は認定資格研修を通じて、放課後児童健全育成事業の専門領域を体系的に学ぶことになりま

す。そして全国連協は、「資格を取得することは学童保育で仕事をやるうえでのあくまで入り口であって」「指導員の質と力量を高めるには自己研鑽と現任研修が必要である」として、指導員自身が学びを深め、指導員には専門的な知識と技能が必要であることについて、社会的合意が図られるよう、要望を述べています。

今回の提案は、「放課後児童支援員としてのアイデンティティ」「資格の必要性」という制度の根幹を大きく揺るがすものですし、放課後児童支援員は「誰でもいい」という考え方ににつながる危険性をはらんでいると考えます。

内閣府地方分権改革推進本部や子ども家庭庁、自治体の動向を注視し、今回の提案に反対する意見を届けたいと思います。